

神金小 いじめ防止基本方針



平成31年2月改定

甲州市立神金小学校

目 次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方	1
2	いじめ対策の組織	2
3	未然防止の取組	3
4	早期発見の取組	4
5	いじめへの対処	5
6	重大事態への対処	8
7	その他の留意事項	9
8	いじめ防止指導計画	11

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。すべての子供がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに、その再発防止に努める。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針を受け、県及び市のいじめ防止基本方針を参酌する中で、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止推進法2条）

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

- (1)いじめは、人間として決して許されない行為である。いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- (2)いじめは、どの子供にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- (3)いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある。

- (4)いじめは、様々な態様がある。
- (5)いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6)いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7)いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8)いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- (9)いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめケース会議」「いじめ防止対策委員会」を設置し、これらの組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行う。

□ 「いじめケース会議」の構成員

学校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，特別支援コーディネーター
当該児童の学級担任（スクールソーシャルワーカー）

□ 「いじめケース会議」の役割

日々の活動や学校生活の様子から、いじめに関わる些細な事案があったときには、早急にケース会議を開き、共通理解を図る。会議の内容から、全体への意思統一等が必要な場合には、定例の対策委員会以外にも全職員を召集することができる。

□ 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，特別支援コーディネーター，各担任

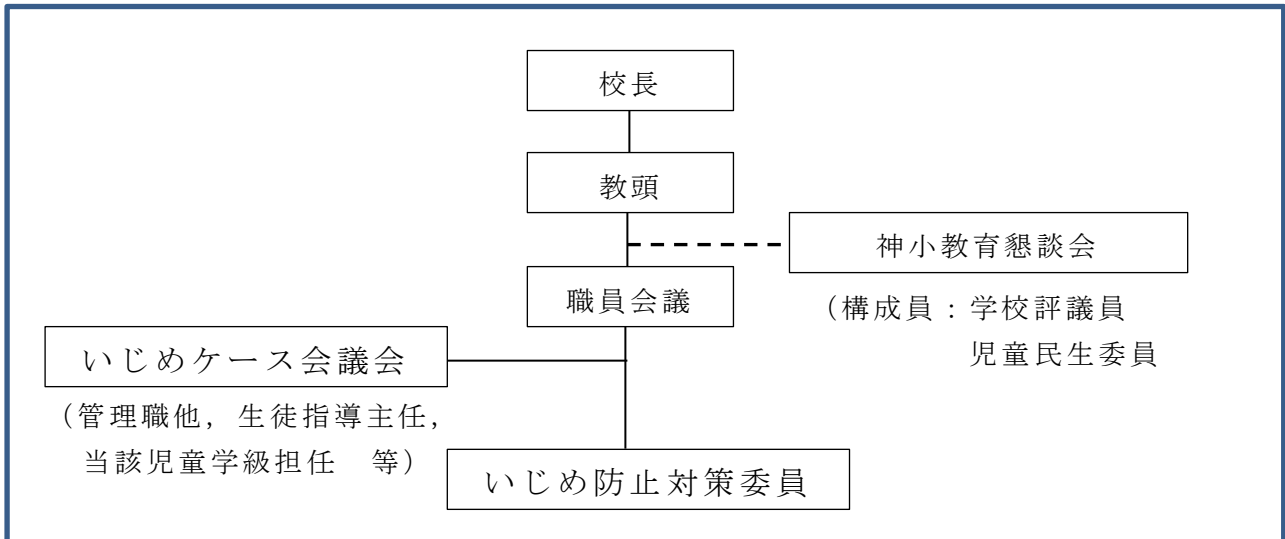
※状況に応じて 市スクールカウンセラー・PTA正副会長・地区民生委員・主任児童委員等の外部人材を加える。

□ 「いじめ防止対策委員会」の役割

月1回の定例の対策委員会として、職員会議または特別支援教育委員会の際に行っている生徒指導上の問題に関わる各学年の報告と兼ねて開催する。学校基本方針に基づく取組の実施やいじめの相談等の窓口、いじめの疑いに関する情報などの収集と記録、共有を行い、いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導・支援体制、対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。具体的には、学期末に行ういじめアンケートからの考察を検討するとともに、各アンケート調査からいじめに関わる事案が確認されたときには、全職員で、解決の方向性を探り、実際の取組に向けて検討を行う。上述したケース会議で確認された事案があった場合には、定例の会議以外にも、対策委員会を開催する。

また、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画通り進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証する。

〈組織図〉



3 . 未然防止の取組

- ◇いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。
- ◇いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、Q-U調査等を活用して、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進める。
- ◇未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。
- ◇全ての児童が活躍できる場面をつくり出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなるはずである。
- ◇「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての子供たちに集団の一員としての自覚や自信を育て互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していく。
- ◇いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童が

いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

- ◇発達障害を含む障害のある児童，海外から帰国した児童や外国人の児童，国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童，性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童など，学校として特に配慮が必要な児童については，日常的に，当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ◇子供たちに対して，インターネット上のいじめが，刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪，民事上の損害賠償請求の対象となり得る等，重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る。
- ◇子供たちの豊かな情操と道徳心を培い，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが，いじめの防止等に資することを踏まえ，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験教育の充実を図る。

4 . 早期発見の取組

- いじめは，早期発見が早期解決につながる。早期発見のために，日頃から教職員が子供たちとの信頼関係を構築することに努める。
- いじめは，教職員や大人が気付きにくいところで起きており，潜在化しやすいことを認識する必要がある。子供たちの些細な言動から，小さな変化を敏感に察知し，表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め，いじめを見逃さない力を向上させる。
- 日頃から，子供たちが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。
- 子供たちに対して，いじめの傍観者とならないよう，「対策委員会」へ報告するなど，いじめを止めさせるための行動をとる重要性について理解させる。
- いじめを早期に発見するために，在籍する児童に対する定期的な調査（生活アンケート）を年3回実施すること，調査後には担任との教育相談を実施することにより，子供たちがいじめを訴えやすい体制を整えて，実態把握に取り組む。
- 子供たちに関わることを教職員間で共有する。また，児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるようにする。

早期発見のための手立て

- ①アンケート調査（学期末に実施：年間3回）
- ②個人ノート，生活ノート，日記

- ③ 個人面談
- ④ 教育相談
- ⑤ 保健室の様子
- ⑥ 本人からの相談
- ⑦ 周りの友達からの相談
- ⑧ 保護者からの相談
- ⑨ 地域の方々からの情報

5 . いじめへの対処

1 基本的な考え方

- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者や神小教育懇談会員の協力を得て、地域ぐるみで対応したり、関係機関・専門機関と連携したりして、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりを持つようにする。
- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ 発見・通報を受けた教員は抱え込まず、学校における「いじめ防止等の対策のための組織（いじめケース会議・いじめ対策委員会）に直ちに情報を報告し共有する。当該組織が中心となり、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・ 事実確認の結果を甲州市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときには、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、甲州市教育委員会と連絡を取り、ためらうことなく日下部警察署と連携して対処する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるような「重

大な事態」と判断されたときは、甲州市教育委員会からの指示に従って、直ちに日下部警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ・ いじめられた児童の事実関係の聴取を行い、いじめられた児童の心情に寄り添う。
- ・ いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員で協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど自尊心を高めるよう留意する。
- ・ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意する。
- ・ いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめた児童を別室において指導することとしたり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ア いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。ただし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。
 - イ 被害児童が心身に苦痛を感じていないと認められること。その際、児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携

し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員、警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けるようする。
- ・児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーに留意する。
- ・事実関係を聴取し、迅速に保護者に連絡する。
- ・心理的な孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加える。
- ・懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学、停学、訓告のほか、児童に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割り当て、文書指導などがある。
- ・ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことのできるよう成長を促す。
- ・いじめを見ていた子供に対しても、自分の問題として捉えさせる。

5 ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに、削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等にあった場合、プロバイダは、プロバイダ責任制限法に沿って、違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっている。
- ・これを踏まえ、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知しておく。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育とともに、保護者においてもこれらについて理解を深めるようにする。

6 . 重大事態への対処

1 調査を要する重大事態の例

- ・いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- ・いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。
- ・児童や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき。学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 調査を行う組織

重大事態が発生した旨を、甲州市教育委員会に速やかに報告する。教育委員会との協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。

3 事実関係を明確にする調査に実施

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。
- ・いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童が入院や死亡の場合）、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、原則として、在籍児童や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。
- ・いじめられた児童が自殺した場合、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・その他、調査の実施について、「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針（平成30年9月改定）」により適切に行う。

4 調査結果の提供及び報告

- ・学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児

童のプライバシー保護に配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮し，適切に提供する。

7. その他の留意事項

1 組織的な指導体制

- ・いじめへの対応は，学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。
- ・一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく，学校における「いじめ対策委員会」で情報を共有し，組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう，平素からこれらの対応の在り方について，全ての教職員で共通理解を図る。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し，児童の進学や転学に当たって，適切に引き継ぐ。

2 校内研修の充実

- ・いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- ・Q-Uの結果分析を，よりよい学級づくりに向けての具体的方策に生かす。

3 校務の効率化

- ・子供と向き合う時間の確保を行う。

4 学校評価

- ・学校評価の実施に際し，いじめ問題を取り扱うに当たっては，学校評価の目的を踏まえ，いじめの事実が隠されず，その実態把握や対応が促されるよう，児童や地域の状況を十分踏まえてその改善に取り組む。

5 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について，地域や保護者の理解を得る。
- ・地域や家庭に対して，いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに，家庭訪問や学校通信などを通じ，家庭との緊密な連携協力を図る。例えば，学校，PTA，地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けるなど，地域と連携した対策を推進する。
- ・日頃から子供が多くの人と関わる取組は，いじめの早期発見につながる場合があるので，学校内外で子供と多くの大人が接する機会を増やす。